

多摩市公園施設長寿命化計画改定委託提案依頼書

1. 業務の名称

多摩市公園施設長寿命化計画改定委託

2. 審査方法

(1) 審査の進め方

委託の受託者の選定に関する審査は「多摩市公園施設長寿命化計画改定委託に係る受託候補者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）にて行う。審査方式は二段階方式とし、第一次審査では、提出された書類の書類選考を実施し、参加要件の確認及び提案書の採点を行い、その得点の上位 5 者を目安に第一次審査通過者とする。第二次審査では、第一次審査を通過した者による提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、審査委員会において採点を行い、受託候補者並びに次席者を選定する。

(2) 審査基準及び配点

審査の項目ごとの配点は以下のとおりとし、詳細は審査委員間において定める審査基準書において規定する。

① 第一次審査（書類選考）

- ア 企画提案 360 点満点
- イ 提案の実現能力・体制 120 点満点
- ウ 提案価格 90 点満点
- エ 参加事業者の過去実績 30 点満点

② 第二次審査（プレゼンテーション）

- ア 提案内容の的確性・実効性 300 点満点

(3) 審査結果の公表

審査結果の公表は、選定事業者以外の事業者が特定されない方式により行う。

3. 参加申込に関する事項

(1) 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、以下のとおりに参加表明書等を提出すること。

- ア 参加表明書（指定様式）
- イ 会社概要（指定様式）

（ア）設立年等

設立年、本社所在地、最寄りの活動拠点、資本金、直近 3 ヶ年（平成 31 年度～令和 3 年度）の売上金額・売上高経常利益及び社員数について記載すること。（パンフレット等でも可）ただし、令和 3 年度の売上金額等の決算額が確定していない場合は、平成 30 年度～令和 2 年度の売上金額等を記載すること。

（イ）ISO 等の取得状況

貴社が保有する ISO、プライバシーマーク等の資格取得状況について記述すること。

- ウ 業務実績表（指定様式）

他自治体における過去 5 年間（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）の公園施設長寿命化計画策定業務（改定も含む）及び公園管理運営を対象とした総合的な計画策定の実績について記載すること。上記業務については、契約金額 5,000,000 円（税抜）以上のもののみ記載すること。

(2) 提出方法

郵送で提出すること。

(3) 提出期限

令和 4 年 6 月 22 日（水）必着

(4) 提出先及び問合せ先

提出先及び問合せ先は「16. 本提案依頼に関する担当者」を参照のこと。

(5) 提出部数

正副各 1 部を紙媒体で提出すること。

(6) 参加決定

参加表明書を提出した者のうち、参加要件を満たしたと判断するものには参加決定を令和 4 年 6 月 29 日（水）以降、文書で通知する。なお、参加決定の通知をもって、本プロポーザルへの参加を認めることとする。

4. 本提案に関する事項

(1) 提案の依頼内容

「11.提案書の記載内容」を参照のうえ、標準要求書の内容に沿って、計画策定に最も適した内容を提案すること。

(2)提案に関わる費用

提案に関わる費用は、全て参加事業者の負担とする。

5. 本提案依頼書に対する提出物に関する事項

(1) 提出物について

「提案書」及び「提案価格表」を提出すること

(2) 提出方法

郵送で提出すること

(3) 提出期限

令和 4 年 7 月 29 日（金）必着

(4) 提出物の形式及び部数

正副各 1 部を紙媒体及び電子媒体（PDF 形式の CD-ROM）で提出すること。副については企業名やロゴ等の一切を伏せること。

ア 提案書について

用紙サイズは A4 とし、最大 8 ページとすること。

イ 提案価格表について

提案価格表は指定の様式を使用すること。

(5) 提出物の返却

ア 原本

提出物についての返却は行わず、多摩市において 10 年間保管する。

イ その他及び電子媒体

契約事業者が決定後、契約決定事業者からの提出物については、多摩市において 10 年間保管し、契約決定事業者以外からの提出物については原本を除き市において裁断処分することとする。

(6) 提出先及び問合せ先

(住所) 〒206-8666

多摩市関戸六丁目12番地1

(電話番号) 042-338-6953

(FAX 番号) 042-338-6857

(担当者名) 多摩市環境部公園緑地課 みどり担当3 青島、安藤、青柳

(メールアドレス) tm292000@city.tama.tokyo.jp

6. 質問に対する対応

(1) 質問の形式

本提案依頼書に関する質問は、質問文書を電子メールに添付のうえ、上記に記載のメールアドレス宛に送付すること。この際に、質問の対象とする資料名、該当箇所及び回答先の記載を忘れないこと。

(2) 質問の期間

令和 4 年 6 月 8 日（水）から令和 4 年 6 月 29 日（水）正午までとする

(3) 質問への回答について

質問及び質問に対する回答の内容は、質問受領後、令和 4 年 7 月 8 日（金）午後 5 時までに秘匿情報を除き全ての参加事業者に電子メールにて回答する。

7. 提案書の記載内容

本提案依頼の内容を十分に理解したうえで、多摩市にとって、最も適した内容及び方法等を提案すること。また、提案依頼内容の各項目及び付帯する内容について、本市にとっ

て有用な提案等がある場合は、記述すること。提案書の記載の順序は、提案依頼している順番に沿って記載することを基本とするが、複数の項目にまたがるものについては、まとめて記載してもよいものとする。

(1) 全体的な提案のポイント

貴社として、今回の提案に関して全体的な提案のポイントを記述すること。

(2) 業務の内容について

各業務の内容について、標準要求書の記述等に基づき以下の依頼事項について記述等すること。

- ア 健全度調査及び健全度・緊急度判定
- イ 公園施設長寿命化計画の検討と策定
- ウ 公園整備・管理運営の検討
- エ 公園樹木の維持管理方針の検討
- オ 市民や市民団体等からの意見聴取

(3) 成果物

納品する予定の成果物について全て記載すること

(4) 要員及び推進体制

本契約の履行にあたっての推進体制、配置する要員及び担当業務並びに所持するスキル等について記述すること。

(5) 連絡体制

貴社と市担当者との連絡体制について記述すること。

8. 契約目途額等

(1) 契約目途額

84,000,000 円（税込）

上記目途金額は、令和 4 年度～令和 5 年度の合計金額であり、各年度の予定金額は下記のとおりである。

- ・令和 4 年度 45,000,000 円（税込）
- ・令和 5 年度 39,000,000 円（税込）

(2) 提案価格

費用の記述は「提案価格表」によるものとする。

(3) 失格

最低基準価格が契約目途額を越えて提案された場合は失格とし、採点の対象としない。

9. 書類選考に関する事項

書類選考は、事業者が提出する提案書の内容及び提案価格表に対してのみ行う。

10. プレゼンテーションに関する事項

プレゼンテーション審査は令和4年8月29日（月）に行う予定であり、実施の順序は提案書及び提案価格表の提出順とする。具体的な日時等については別途通知することとする。

プレゼンテーションは事業者による提案内容の説明を20分、その後質疑応答の時間を15分設けることとし、説明は主任技術者が行うものとする。なお、プロジェクター、スクリーン以外のプレゼンテーション用の機材は必要に応じ事業者が用意することとする。

また、審査委員会が審査をするにあたって、公平性を期すため、プレゼンテーション資料の中には、社名やロゴは記載せず、事業者自身も名札や社章等を外した上で審査を行う。

11. 結果通知について

審査結果は令和4年9月7日（水）に全ての参加事業者に対して通知予定である。

12. 本提案依頼に関する担当者

（住所） 〒206-8666

多摩市関戸六丁目12番地1

（電話番号） 042-338-6953

（FAX番号） 042-338-6857

（担当者名） 多摩市環境部公園緑地課 みどり担当3 青島、安藤、青柳

（メールアドレス） tm292000@city.tama.tokyo.jp